平成２１年（フ）第１６０９号
広島市佐伯区河内南２丁目８番12号
債務者　木原秋比古
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６９７号
広島市中区江波東１丁目７番１―103号
債務者　大越　政雄
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７０４号
広島市安芸区船越南２丁目14番１―514号
債務者　山野　真嗣
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７０５号
広島市西区鈴が峰町29番３―502号　市営南
債務者　島崎　亜哉
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７０８号
広島市佐伯区河内南２丁目８番12号
債務者　木原富佐美
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７１２号
広島県大竹市南栄３丁目６番８号
債務者　住井　貴裕
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７７９号
広島市南区仁保１丁目８番17―302号
債務者　増田　正子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７９１号
広島市西区井口台１丁目７番24―309号　第一ビューハイツＡ
債務者　川崎太久美
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８３４号
広島市安佐北区可部南４丁目22番28号
債務者　瀬戸　祐司
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８７１号
広島県安芸郡府中町大須１丁目17番１号207
債務者　堤　　泰徳
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６００号
大分市大字三芳1240番地の１　市営庄の原住宅Ａ203
債務者　有永　美樹
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１８１９号
愛知県尾張旭市南本地ケ原町３丁目85番地第一楠乃木パークハイツ303号
債務者　近藤　祐二
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０２５号
名古屋市中川区上脇町１丁目17番地
債務者　佐藤　明彦
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０４１号
愛知県春日井市勝川町８丁目８番地１　大東山ビル501号
債務者　風間　武久
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０６８号
名古屋市瑞穂区村上町３丁目23番地の３　レジデンスむらかみ201号
債務者　鬼木　好喜
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５６号
広島県安芸高田市吉田町多治比91番地２
債務者　藤通　宏志
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第５２５号
函館市湯川町３丁目47番７―505号
債務者　佐藤みゆき
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月１日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５２７号
函館市中道１丁目31番13号
債務者　寺島　麻里
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月１日まで
函館地方裁判所